

芦屋市議会議員

大原ゆうき


<http://oohara-yuuki.jp>


大原 裕貴



@ooharayuuki

～12月定例会特集～ 業務効率改善に向けて！

一般質問 要旨

1. 職員の稼働時間の管理について

- 1) どの業務に何時間費やしたか、具体的に管理できているか？
- 2) 日報や月報などによる業務状況の報告を義務付けるルール付けは可能か？

2. タスク管理について

- 1) リアルタイムでのタスク管理、チーム全体でのタスク管理の実施を検討する事は可能か？

3. 阪急芦屋川駅周辺の開発計画について

- 1) 同地域に問題が山積している認識は持っているか？
- 2) サンモール商店街沿いの通学路ゾーンの車両侵入や、芦屋川東側の歩道が芦屋川で分断されているため迂回が必要など、山積している個々の問題について個別対応を進める余地はあるのか？

質問

職員の稼働時間の管理について

市役所業務は、元々予定されている業務に加え、予定外の業務が多く発生します。そのため、一日の作業の中でどの業務に対して何時間の時間を要したのかという情報を記録しておかなければ、それぞれの作業に対して必要なリソースがどの程度になるのかを把握する事ができません。大まかな情報ではなく、数値で情報を保持する事は、適切な人員配置を行う際には非常に有効です。

しかしながら、こういった仕組みを設ける為には、何らかのシステムやツールの利用が必要となります。なので、第一ステップとして、日報や月報などによる報告書の作成の義務化を進める事は可能か、確認しました。

市長答弁

職員の勤務時間の管理は、所属長が芦屋市職員サービス規程に基づき、出勤簿などにより勤務状況を把握し、芦屋市職務権限規定に基づき業務分担やスケジュールの管理を実施している。

管理職による組織マネジメントでは、職員からの日々の報告や決裁等を通じて常に状況を把握し、業務の最適な配分や進捗状況を管理しているので、全庁的な日報の導入による管理は考えていない。

質問

タスク管理について

作業には必ず優先順位が付くため、タスク管理が必要です。そして、現行の市のタスク管理は管理職任せになっています。管理職一極集中の状況下では、特定の個人の頑張りに依存する形になったり、早期に対応できる仕事が後回しになってしまうといった弊害が発生する可能性があります。

システムやツールを導入し、チームでタスクの進捗状況を全て把握する事でチームとしての業務効率を向上させ、市民満足度を上げていく工夫を行う余地は無いのか、確認しました。

市長答弁

管理職が日々、業務の進行管理に努めており、急な対応を要する業務も含め、常に組織として管理し、優先度などを判断していることから、ツールやシステムの導入は考えていない。ただ、現状の運用で完璧であるとは言い切れない部分があるので今後、民間企業や他の自治体での取り組みを研究していく。

質問

阪急芦屋川駅周辺の開発計画について

阪急芦屋川駅周辺は、交通量の多さに対して道路が狭く、交通上の危険度の高い地域です。同地域を取り巻く問題点については、地域住民の方々からもご相談をいただいております。看過できない状況であると言えます。

地域全体を抜本的に見直すのは都市開発計画の策定が必要になるので、直ちに対応していくのは難しいです。しかしながら、個別対応が必要な箇所は少なからず存在します。個別の問題について、随時対応していく考えは無いのか、確認しました。

市長答弁

阪急芦屋川駅周辺は、兵庫県が策定している「都市再開発の方針」において「計画的な再開発が必要な市街地」として課題地域に位置付けられており、交通課題の解消などを目的とした整備事業が必要であると認識しているが、現在のところ、事業化に向けた目処は立っていない。

危険度の高い部分などの対応として、二重投資にならない範囲での対応は実施していく。

市政トピックス

▶ 屋外広告物条例可決（第96号議案より）

平成26年4月1日付で芦屋市が景観行政団体になった事を受け、策定を目指していた屋外広告物条例が可決となりました。同条例は賛否が分かれており、市民皆様へのご説明が不十分だというお声も頂戴しています。それを受け、芦屋市議会では元々の条例案では平成28年4月1日となっていた施行期日を平成28年7月1日へと修正しました。条例の大まかな内容としては、屋上看板と突き出し看板の禁止というものになります。その他も細かなルールがありますが、ここに書ききれない内容ではありませんので市のHPをご覧くださいか、大原まで直接お問い合わせいただきたく存じます。

同条例を取り巻く一連の報道の中で、**市役所に設置されている市章を外すか否か**という報道がありました。市章については、「議会の反対があるならば外さない」という趣旨の市長答弁がありました。議会としては、**市章の撤去には反対**です。よって、市章は撤去させません。

また、委員会審議の中で、「同条例は罰則を与える事が目的の条例ではなく、景観を良好に保つための条例である」という趣旨の答弁がありました。このことから、条例に適用できていないから直ちに罰則が与えられると言う性質のものにはならないと思われま。事実、条例に適用できていない看板等について、3年間の猶予期間が設けられています。しかしながら、猶予期間を受けられるのは、県条例に適用している事業者のみとなります。よって未申請の事業者の方については、7月までに申請を済ませていただく必要があります。

▶ 芦屋市立体育館・青少年センター利用料変更（第89号議案より）

芦屋市立体育館・青少年センターは改修工事の為、平成27年11月から平成28年3月末までの間、旧館となっており、皆様にはご迷惑をおかけしています。今回の改修にて、体育館アリーナ部分に空調設備が設置される事になります。ただし空調設備は体育館全面を冷やすものではなく、局部的に冷却し、クールスポットを作るものになります。なので、卓球やバドミントンなど窓が開けられないスポーツで体育館をご利用される方々は、熱中症対策として、ぜひ空調施設をご利用ください。

・空調利用料：30分 700円（空調設備を利用される方のみ）

また、その他利用率の低いいくつかの施設の用途変更が行われます。これらについては、施設利用が開始になる際にまた案内があると思いますので、そちらをご覧くださいたく存じます。

▶ 総合公園スポーツコート、人工芝に(第94号議案より))

芦屋市総合公園の第一スポーツコートが、人工芝に変更される事になりました。同コートは、主にフットサルなどでご利用いただいておりますが、コンクリート舗装だった為、安全性に問題がありました。（主にバスケットでご利用いただいている第二スポーツコートについては、コンクリート舗装のままです）また、ナイター施設にも改修が入るとの事で、夜間の利用時間が1時間延長される事になりました。

これらの改修の為、利用料金が大幅な値上げとなってしまい、利用者のご負担が高くなってしまいますが、近隣他市の同規模の公営施設、市内の民間施設に比べると低めの価格設定となっております（ただし、中高生については無料の時間帯が設定されます）これまでのようにお手軽に利用すると言うのは難しくなるかもしれませんが、より専門性の高い利用ができるようになります。ご活用いただければと思います。

▶ 国民健康保険料賦課限度額の変更(第93号議案より)

被保険者の保険料負担の均衡を図る事を目的とし、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額、介護納付賦課限度額が変更となりました。高所得の方の負担は増加してしまいますが、高所得者の保険料を引き上げる事で、低所得者の保険料負担の引き下げ効果が期待できます。

- ・基礎賦課限度額 : ￥510,000 → ￥520,000
- ・後期高齢者支援金等賦課限度額 : ￥160,000 → ￥170,000
- ・介護納付賦課限度額 : ￥140,000 → ￥160,000

定例会の詳しい内容については市のホームページをご参照ください！

- ・芦屋市議会 議会中継 <http://gikai.gikai-tv.jp/dvl-ashiya/2.html>
- ・芦屋市議会 会議録 <http://www.kaigiroku.net/kensaku/ashiya/ashiya.html>
※但し、12月定例会分は未反映です（現在作成中）
- ・市議会だより <http://www.city.ashiya.lg.jp/shigi/dayori.html>
※12月定例会の情報については、2月号を参照してください（現在作成中）

お知らせ

3月定例会は、2月15日からです。
委員会、本会議いずれも傍聴いただけます。

大原ゆうき プロフィール

- ・昭和59年2月8日 芦屋生まれ（31歳）
- ・シドニー日本人学校、関西学院中学部、関西学院高等部を経て関西学院大学経済学部を卒業。
- ・卒業後は民間企業でシステムエンジニアとして勤務。
- ・平成27年4月26日の統一地方選にて2793票ものご期待を頂戴し、初当選。

ブログ更新中！

議会活動の透明化のため、日々の活動などを更新し、情報公開力アップに努めています！

<http://oohara-yuuki.blog.jp/>

